

障がい者計画

目指す
まちの姿

障がいのある人もない人も互いに認め
支え合う 安心とやさしさを感じるまち

第1章 障がい者計画の基本方針

第1節 基本目標

障がい者計画では、久山町福祉総合計画の基本理念や久山町地域福祉計画の方針に基づき、2つの基本目標を定め、各施策を推進することにより「障がいのある人もない人も互いに認め支え合う 安心とやさしさを感じるまち」の実現を目指します。

基本目標 1 障がいのある人もない人も 共に暮らしやすいまち

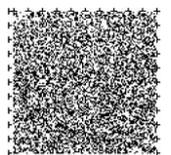
障がいのある人とない人が互いに理解し、認め合い、支え合うまちの実現を目指し、障がいを理由とする差別の解消や合理的配慮を推進し、障がいについての普及啓発や福祉教育の充実を図ります。

また、全ての障がい者が地域社会を構成する一員として、様々な活動や機会の適切な確保を図り、共生のまちづくりを目指します。

さらに、障がいの特性や複合的困難等に配慮したきめ細かい支援に取り組み、障がいがあっても安心して暮らせる環境整備を図ります。

主要施策

- 1 障がいへの理解の推進
- 2 地域で安心して暮らせるまちづくり



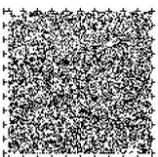
基本目標 2 障がいがあっても 自分らしくいきいきと暮らせるまち

障がい者の日常生活や社会生活を支援していくため、悩みや困りごとを身近に相談できる窓口の周知を図るとともに、分野に捉われることなく、関係機関等との連携を図り、総合的かつ横断的な相談支援体制の充実を図ります。

また、生涯を通じて適切な支援を受けられるよう、障がい児の療育支援及び地域・学校における教育支援、経済的自立に向けた就労支援、適切な保健・医療サービスの提供など、各分野が連携しながら切れ目のない支援に取り組みます。

主要施策

- 1 日常生活・社会生活を支えるサービスの充実
- 2 保健・医療サービスの充実
- 3 療育・教育支援の充実
- 4 雇用・就労支援の充実と経済的自立の支援



第2節 障がい者計画の体系図

目指す
まちの姿

障がいのある人もない人も互いに認め
支え合う 安心とやさしさを感じるまち

基本目標

主要施策

施策の展開

基本目標 1

障がいのある人もない人も
共に暮らしやすいまち

1 障がいへの理解の推進

- 1 障がいへの理解を深める普及啓発
- 2 障がいのある人とない人との交流促進

2 地域で安心して暮らせるまちづくり

- 1 安全・安心な生活環境の整備
- 2 情報提供及び意思決定・コミュニケーション支援の充実
- 3 防災・防犯対策の推進
- 4 社会参加に向けた環境整備と活動支援

基本目標 2

障がいがあっても自分らしく
いきいきと暮らせるまち

1 日常生活・社会生活を支えるサービスの充実

- 1 相談支援体制の充実
- 2 障がい福祉サービスの充実
- 3 権利擁護のための施策の充実

2 保健・医療サービスの充実

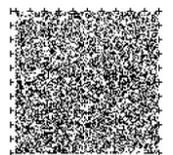
- 1 疾病予防、障がいの早期発見・早期治療の推進
- 2 地域医療体制の充実
- 3 精神保健福祉施策の充実

3 療育・教育支援の充実

- 1 療育支援・障がい児保育の充実
- 2 教育環境等の充実

4 雇用・就労支援の充実と経済的自立の支援

- 1 総合的な就労支援
- 2 就労の場の拡充
- 3 経済的自立の推進



第2章 施策の展開

基本目標 1 障がいのある人もない人も共に暮らしやすいまち

主要施策 1 障がいへの理解の推進

障がいのある人の人権が尊重され、障がいを理由とする偏見や差別の解消に向けて、障がいに関する普及啓発や福祉教育の充実を図ります。また、障がいのある人とない人が交流し、ふれあう機会をもてるよう、共に過ごせる場や機会の充実を図り、互いを認め合い、理解し、支え合う地域共生社会の推進に取り組みます。

施策の展開

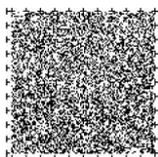
1 障がいへの理解を深める普及啓発

障がいに関する理解不足によって、障がいのある人が偏見や差別を受けることがないように、多様な媒体・機会を活用した普及啓発の充実を図ります。

また、現在実施している小中学校の児童・生徒への福祉教育等の推進を図るとともに、全ての住民に対し、人権や福祉に関する理解や知識の向上を促します。

主な施策・事業	内容
① 広報、普及啓発活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・町の広報紙やホームページなどを活用し、障がいや障がい者への理解を深める普及啓発活動を行います。 ・「障害者差別解消法」に基づき、差別禁止や合理的配慮[※]の提供に関する取り組みを行うとともに、法・制度等の周知を進めます。
② 福祉教育や体験学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者や高齢者など、身近な地域で障がいや不自由を感じながら暮らす人々について学び、交流・体験活動などによって多様性や福祉について理解が深まるよう、学校等における福祉教育や体験学習の充実を図ります。 ・社会福祉協議会が実施するひさやま福祉大学において、障がいをテーマとした講座を開催し、理解を深めます。

※合理的配慮とは、障がい者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、負担になり過ぎない範囲の社会的障壁を取り除くために必要な便宜を図ること。

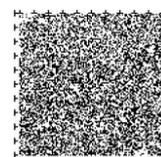


2 障がいのある人とない人との交流促進

地域社会における障がいのある人への理解を促進するため、福祉施設や教育機関等と地域住民との交流を促進します。

また、ボランティア団体や障がいを持つ当事者を含む多様な主体による交流の場・機会を促進するために必要な環境整備に努めます。

主な施策・事業	内 容
① 交流の場づくり	・ 障害者週間（12月3日～9日）における各種行事などを通して、広報啓発活動を推進し、障がいのある人とない人との交流の場づくりを検討します。
② 児童生徒の交流促進	・ 小中学校において特別支援学級の児童生徒が通常学級と一緒に学習することや、学校行事等で交流することなど、共に学ぶ環境の確保に努めます。
③ 福祉施設と地域との交流促進	・ 障がいのある人とない人との交流促進を図るため、町内の障がい福祉施設等に対し、地域との交流について働きかけます。



主要施策2 地域で安心して暮らせるまちづくり

障がいのある人が地域で安全に自立した暮らしを続けていける生活環境の実現を図るため、障がい者に配慮した住環境・移動環境の整備や町内の建物・公共交通機関等のバリアフリー化を推進し、障がい者にやさしい福祉のまちづくりに取り組みます。

また、障がい者が地域において安心して生活することができるよう、わかりやすい行政情報の提供や円滑に意思疎通を図るためのコミュニケーション支援の充実、災害や犯罪から身を守るための防災・防犯対策を推進します。

さらに、スポーツ・レクリエーション、芸術及び文化活動などを通じて、障がい者の生活をさらに豊かにし、自立と社会参加につながるよう環境整備等を進めていきます。

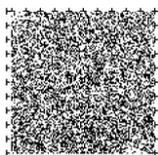
施策の展開

1 安全・安心な生活環境の整備

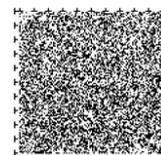
障がいのある人を含め全ての住民が安全で快適な生活を送ることができるよう、関係課・関係機関と連携し、生活環境の整備促進に努め、総合的な福祉のまちづくりを推進します。

主な施策・事業	内容
① バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進及び普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者や高齢者など、全ての人々が公共施設を利用しやすくするため、障がい者対応のトイレやスロープ等の設置を進め、バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進に取り組みます。 ・「福岡県福祉のまちづくり条例」に基づき、道路や公共建築物、公園、公共交通機関等の整備促進に努めるとともに、住民や事業者に対し、福祉のまちづくりの考え方について普及啓発に努めます。
② 道路環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の安全な通行を確保するため、歩道の段差解消や誘導ブロックの設置、音の出る信号機やLED式信号灯器への更新等について、関係課、関係機関と協議を行いながら進めていきます。 ・歩道等における安全通行を妨げる悪質・危険な行為の禁止や交通ルールの遵守について、住民へ周知し、交通マナーの向上を図ります。 ・公共施設等の障がい者等用駐車場を安心して利用できるよう支援する「ふくおか・まごころ駐車場」※の普及啓発に努めます。

※「ふくおか・まごころ駐車場」とは、障がい者や高齢者、妊産婦など、車の乗り降りや移動に配慮の必要な人が、公共施設、店舗等の障がい者等用の駐車場などに車を停め、安全かつ安心して施設を利用できるように支援する制度のこと。



主な施策・事業	内 容
③ 公共交通機関等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバス「イコバス」の利便性を確保し、利用促進につなげるため、障がい者等を含む住民のニーズを踏まえながら、運行ルートやダイヤについて関係課と検討していきます。 ・町内を運行する民間交通事業者等における障がい者への適切な配慮について要望していきます。
④ 外出・移動支援施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援事業の「移動支援事業」及び、視覚障がい者に対して「同行援護」の周知を図ります。 ・広報紙やホームページ、役場窓口などで、各種交通機関の運賃・料金の割引制度について周知し、利用を促進します。 ・在宅の重度障がい者に対し、タクシー料金の初乗り運賃を補助する「久山町福祉タクシー利用料金補助制度」の周知を図ります。 ・自動車を使用した外出支援として「自動車運転免許取得費助成制度」や「自動車改造費助成制度」の周知を図ります。
⑤ 住宅整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅の障がい者（児）、難病者等に対し、日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具給付等事業により住宅改修費を助成します。 ・地域生活への移行を進めるため「地域生活移行支援」の推進や地域における居住の場の一つとして、グループホームの誘致に努めます。 ・障がい者や高齢者向けの住まいづくりを行う設計、施工事業者に対し、バリアフリー化・ユニバーサルデザインに基づく住まいづくりの普及を促進します。



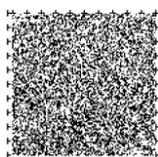
施策の展開

2 情報提供及び意思決定・コミュニケーション支援の充実

障がいのある人が必要な情報に円滑にたどり着くことができ、それに基づく意思決定や意思表示ができるよう、それぞれの障がいの特性に応じた情報バリアフリーの推進や意思疎通の支援に取り組みます。

主な施策・事業	内容
① わかりやすい行政情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・町のホームページなどをはじめとする様々な媒体について、障がい者や高齢者の利用に配慮した内容の提供や必要とする情報へのたどり着きやすさ、ユニバーサルデザインフォント[※]の活用や配色に配慮し、わかりやすい情報提供に努めます。 ・災害などの情報や避難情報を容易に取得することができるよう配慮に努めます。 ・選挙にあたっては、点字、音声、拡大文字、インターネットを通じた候補者情報の提供、投票所のバリアフリー化などの配慮に努めます。
② 情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・音訳ボランティア団体の協力の下、視覚障がい者や高齢者に向けて、町の広報紙や議会だより、社協だよりなどを録音したCD等を作成し、情報提供を行います。 ・視覚や聴覚に障がいのある人に対して、日常生活の便宜を図るための情報通信支援用具や点字、録音機器などの「情報・意思疎通支援用具」を周知し、利用促進を図ります。
③ 意思決定・コミュニケーション支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら意思を決定することや表明することが困難な障がい者の意思決定や意思表示を支援するため、手話通訳者や要約筆記者による支援を行います。また、これらの意思疎通を支援する手話奉仕員養成講座を実施し、人材の育成に努めます。 ・外見では障がいに気づかれにくい人や意思表示が難しい人への支援として、福岡県が実施するヘルプカード[※]の周知と利用促進を図ります。 ・音声言語機能障害などにより意思疎通が難しい人への支援として、音声変換機能を持つ機器や人工咽頭などの「情報・意思疎通支援用具」を周知し、利用促進を図ります。

※ユニバーサルデザインフォントとは、年齢や障がいに関係なく、全ての人が見やすく読みやすい文字のこと。



※ヘルプカードとは、視覚や聴覚、言語に障がいのある人、内部障がい、難病、知的や精神に障がいのある人、認知症など、外見では不自由や障がいに気づかれにくいことで、困っている時に必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするためのカードのこと。

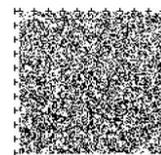
施策の展開

3 防災・防犯対策の推進

障がいのある人が安全・安心して生活することができるよう、地域における防災対策を強化し、災害に強いまちづくりを推進します。また、災害発生時には障がいの特性に配慮した避難支援や情報提供、安心して避難できる避難所の確保に努めます。

障がいのある人を犯罪や消費者トラブルから守るため、防犯対策の強化や消費者トラブルの防止に向けた取り組みを推進します。

主な施策・事業	内 容
① 避難行動要支援者の支援体制の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> ・災害等発生時における避難行動要支援者等を支援するため、住民による自主防災組織の育成・強化に努めるとともに、地域が一体となって避難訓練等を実施し、要支援者の支援体制の構築を推進します。 ・各種団体、障がい者福祉施設等との連携・協働の下、避難行動要支援者名簿及び個別の避難行動計画を作成・更新し、障がい者本人の同意を得た上で行政区と情報共有を行い、災害発生時の避難支援に取り組みます。
② 防災に関する情報の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の緊急時の通信手段である「FAX110番」やスマートフォンアプリを利用した「110番アプリシステム」「NET119緊急通報システム」を周知します。 ・「久山町地域防災計画」における障がい者を含む要配慮者への対応を充実するとともに、障がいがあっても、理解しやすいハザードマップや防災ハンドブックの作成・配布に努めます。
③ 避難所の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所のバリアフリー化を推進するとともに、県の「福祉避難所設置・運営に関するマニュアル」等を踏まえ、避難所において障がい者に必要な物資の備えやプライバシーの保護、障がいの特性に応じた支援と合理的配慮の確保に努めます。 ・障がい者福祉施設以外の社会福祉施設等への利用者の受け入れを含め、障がい者が安心して避難できる福祉避難所の確保に努めます。



主な施策・事業	内 容
④ 施設及び住宅の防災対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の不燃化・耐震性の向上など安全対策を呼びかけ、障がい者をはじめ、全住民の防災意識の向上を図ります。 ・住宅への防災機器などの設置を促進し、障がい者やその家族の安全対策を推進します。
⑤ 犯罪被害の未然防止と早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者が巻き込まれる犯罪被害の防止や消費者トラブルに関する情報提供を行い、犯罪被害の防止と早期発見に向けた見守りの強化を推進します。 ・防犯カメラの設置など防犯環境の整備に努めます。
⑥ 防犯意識の向上に向けた情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者にとってわかりやすい防犯指導や情報提供に努め、知識の普及啓発と意識向上を推進します。 ・障がい者を狙った消費者トラブル等に関する相談窓口（消費生活相談室）や心配ごと相談窓口（社会福祉協議会）を周知し、被害の未然防止と早期発見による被害拡大防止に努めます。

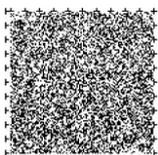
施策の展開

4 社会参加に向けた環境整備と活動支援

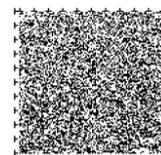
障がいのある人が地域等で行われる様々な活動に参画することは、本人の生きがいや健康づくりにつながるとともに、障がいのある人とない人が相互に理解を深める機会として非常に重要です。

今後、障がい者の生きがいづくり及び自己実現を果たす場・機会として、町が主催する催しやスポーツ・レクリエーション、芸術・文化活動を楽しみ、親しむことができる環境の整備等を推進します。また、障がいのある人とない人が、気軽に活動に参加し、交流できる環境づくりを進めていきます。

主な施策・事業	内 容
① 社会参加への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・町主催の行事等に、介助ボランティアや手話通訳者・要約筆記者の導入など、障がいの特性に応じた対応に努めます。 ・移動支援や同行援護等の障がい福祉サービスの周知及び利用促進を図ります。 ・障がい者が利用しやすい公共施設の管理運営に配慮します。



主な施策・事業	内 容
② 生涯学習活動への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人もない人も共に参加できる各種講座やスポーツ・レクリエーション等の行事について協議を進め、開催に努めます。 ・障がい者が各種講座や教室などに参加しやすくなるよう、介助や手話等のボランティアの協力を呼びかけます。 ・各障がい者団体による自主的な学習活動への支援に努めます。 ・「読書バリアフリー法」の施行に基づき、障がいによって読書が困難な人の読書環境の整備に努めます。
③ スポーツ・レクリエーション活動への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ・国や県が実施する各種障がい者スポーツ・レクリエーション大会について周知し、障がい当事者の積極的な参加を呼びかけ、スポーツ等を通じた交流や社会参加を推進します ・障がいの有無に関わらず、みんなが楽しめるスポーツ・レクリエーションの講座・教室の開催を検討し、お互いの親交を深めながら、運動・スポーツを日常生活に取り入れる機会の提供に努めます。
④ 芸術・文化活動への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ・芸術・文化活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。 ・芸術・文化活動への積極的な参加促進に向け、介助や手話等のボランティアなどの協力を得ながら、文化施設の利用促進を図ります。 ・障がいのある人が創作した作品や活動の成果を発表する場・機会の拡大を図ります。また鑑賞するだけでなく、作品の販売や収益の向上につなげていく仕組みを検討していきます。 ・障がい者の芸術・文化活動を支える住民等のボランティアや関係者を増やすとともに、町の広報紙やホームページ、SNS等を活用した情報発信に努め、活動を支援します。



基本目標 2 障がいがあっても自分らしくいきいきと暮らせるまち

主要施策 1 日常生活・社会生活を支えるサービスの充実

障がいのある人やその家族が抱える悩みや不安は複雑化しており、今後専門性の高い対応や複合的なニーズへの対応が必要と考えられます。このため、相談支援体制や障がい福祉サービス等の充実に取り組みます。

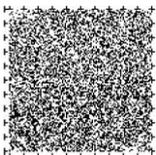
また、障がい者の尊厳と権利を守るため、権利擁護のさらなる推進や虐待防止対策の強化を図ります。

施策の展開

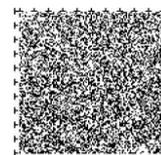
1 相談支援体制の充実

障がいのある人とその家族が安心して暮らせるよう、障がいや健康に関すること、日常生活や将来についての悩み、不安等について、身近な地域で相談しやすい体制の構築を図ります。また、様々な障がいの種別、年齢、性別、状態等に対応できる総合的な相談支援体制の充実に努めます。

主な施策・事業	内容
① 相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none">・障がい者とその家族が気軽に適切な相談を受けられるよう、町の福祉課や健康課、教育委員会、社会福祉協議会等による相談事業の充実に努めます。・自立支援協議会（糟屋中南部6町で共同設置）において、地域の関係機関によるネットワークの構築、地域の現状・課題等の情報共有と情報発信、権利擁護に関する取り組みなどを協議し、地域の実情に応じた体制の充実に努めます。・医療機関、福岡児童相談所、粕屋保健福祉事務所など関係機関との連携強化に努めます。・難病や高次脳機能障害、発達障害を持つ本人とその家族等の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、支援策について検討を進めます。・町内の在住、在学の児童生徒が抱える課題（学校不適應、家庭教育等）をスクールカウンセラーが児童生徒や保護者、教職員などから相談を受け、一人ひとりの成長・発達に応じた支援に努めます。



主な施策・事業	内 容
② 相談窓口の周知及び連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・町の福祉課や健康課に相談窓口を設置しており、来所された場合、必要な情報提供及び相談内容に応じて関係課や関係機関との調整を行い、総合的かつ横断的な相談支援に努めます。 ・委託している相談支援事業所による相談業務を住民に周知し、障がい者が必要なサービス利用に繋がるよう連携し、対応に努めます。
③ 相談への対応力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員児童委員に対し、障がい福祉を取り巻く法制度の動向や相談援助に関する研修会の開催、情報提供を行い、対応力の向上を図ります。 ・高齢者への総合的な相談窓口である地域包括支援センターの相談支援の中で、障がいを抱える家族等の存在を発見し、複合的な福祉課題を包括的に支援する対応力の向上に努めます。
④ 発達相談に関する相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・心身の発達に遅れや心配のある就学前の乳幼児の保護者に対し、言語聴覚士や保育士による早期相談・支援の提供を行っており、事業（子ども発達相談（きらきらルーム））について周知します。
⑤ 障がい者相談支援事業所等との連携によるケアマネジメント体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障害支援区分認定等審査会の充実に努め、障がい者一人ひとりの状況やニーズに合った支援を行います。 ・障がい者やその家族への情報提供、サービスに関する相談支援に取り組み、制度の円滑な実施と利用につなげます。 ・障がい福祉サービス等を利用する障がい者本人の状況に合わせて、適切なサービスが受けられるよう、相談支援事業所等との連絡調整を行い、サービス等利用計画の作成を促進します。

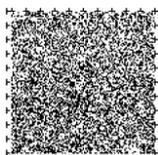


施策の展開

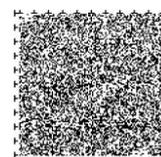
2 障がい福祉サービスの充実

障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、障がい福祉サービス等の日常生活・社会生活を支えるサービスの量と質の充実に努めます。

主な施策・事業	内 容
① サービス情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者やその家族等が個々のニーズや実態に合わせてサービスを選択しやすいよう、相談支援事業所等と連携し、それぞれが実施しているサービスの内容について、情報提供や調整に努めます。 ・障がい福祉サービスや障がい者団体等に関する情報を網羅したガイドブックやパンフレットの作成、ホームページ等での情報公開に努めるとともに、障害者手帳新規交付時においてそれらを紹介し、サービスの情報提供に取り組みます。
② 訪問系サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・身体介護・家事援助などの介護を必要とする障がい者が在宅で安心して生活できるよう、相談支援事業所等と連携し在宅介護のサービス提供体制の確保に努めます。 <p>➡ 各サービスは「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」に掲載</p>
③ 日中活動系サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の日中活動の機会や場の確保、就労機会の拡大に向け、日中活動系サービス提供体制の整備に努めます。また、町内だけでは確保が難しいサービスについては、町外の事業所も含めたサービス提供体制の確保に努めます。 ・障がい者の創作活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の支援を行うため、地域活動支援センターの利用を促進します。 ・障がい者やその家族等の負担軽減を図るため、一時的な預かりを行う短期入所（ショートステイ）などのレスパイトサービスの利用促進を図ります。 <p>➡ 各サービスは「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」に掲載</p>



主な施策・事業	内 容
④ 居住系サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの重度化・重複化、高齢化にも対応できるよう、広域的なエリアにおける施設連携を図り、居住支援、サービス提供体制の確保及び専門的ケアの支援強化に努めます。 ・障がい者の高齢化・重度化や親亡き後を見据え、自立した生活に向けた相談、体験の機会・場、緊急時の対応等の機能を備えた地域生活支援拠点の整備に努めます。 <p>➡ 各サービスは「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」に掲載</p>
⑤ 相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉サービス利用者に対する計画相談支援を進めるとともに、計画相談支援事業所のスキルアップを推進し、障がい者一人ひとりのニーズに応じたサービスの支給に努めます。 ・施設や病院等から地域生活に移行する際の住まいや日中の活動場所の確保、地域定着を支援するため、医療機関や施設、相談支援事業所等との連携を促進します。
⑥ 地域生活支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、地域生活支援事業の充実に取り組みます。 <p>➡ 各サービスは「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」に掲載</p>
⑦ 住宅改修助成などの周知・普及	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活が円滑に送れるように住宅改修の助成を行う「日常生活用具給付等事業（住宅改修費）」や「久山町住みよか事業」、「生活福祉資金貸付制度（住宅資金）」などを周知し、利用の推進を図ります。
⑧ 経済的な支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障害基礎年金や特別障害者手当などの各種制度に基づく諸手当や生活福祉資金の貸付などの周知や利用促進に努め、障害者の経済的自立を支援します。 ・日常生活・社会生活にかかる経済的負担を軽減するための各種割引や減免等の制度の周知を図ります。
⑨ ボランティア団体への活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会が開催するボランティア講座やボランティア団体の育成支援をバックアップします。 ・障がい当事者のニーズとボランティア活動が円滑にいくように、また、各ボランティア団体や個人ボランティアが活動しやすいように、社会福祉協議会との連携強化に努めます。



施策の展開

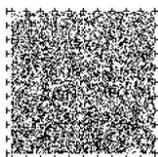
3 権利擁護のための施策の充実

障がいのある人の自己決定を尊重するとともに、成年後見制度等の周知や適切な利用を促進します。

また、障がいを理由とする差別の解消に向け、障がい者の虐待防止に関する制度等を普及啓発し、障がい者虐待の未然防止と早期発見・早期対応に向けた関係機関等との連携強化や虐待を受けた障がい者の保護、養護者に対する相談や支援に取り組みます。

主な施策・事業	内容
① 権利擁護センターの周知・普及	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者の権利擁護や権利行使の援助などを行う、福岡県障がい者権利擁護センター※（福岡県障がい福祉課内）の存在や事業内容について周知・普及を図ります。
② 成年後見制度の周知及び利用促進	<ul style="list-style-type: none"> 町の広報紙やホームページ、リーフレット等を活用し、成年後見制度の周知及び利用促進に取り組みます。 「久山町成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、中核機関の整備・運営など、ネットワークの整備を検討します。 社会福祉協議会が実施する法人後見事業について周知啓発を行います。
③ 日常生活自立支援事業の周知及び利用促進	<ul style="list-style-type: none"> 認知症の人や障がい者が地域で安心して日常生活を営めるよう、日常的な金銭管理等を行う「日常生活自立支援事業」について周知し、相談があった場合には社会福祉協議会につなぎ、利用促進を図ります。
④ 投票所における環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> 投票所において、車いす対応の記載台等の設置や点字、音声、拡大文字、インターネットを通じた候補者情報の提供など、障がい者が投票しやすい環境づくりに努めます。
⑤ 虐待防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者に対する虐待や差別の防止に向けて、住民への周知啓発に取り組みます。 障がい者への虐待防止のための関係機関との連携や相談体制の構築・充実に努め、虐待の防止、早期発見・早期対応を推進します。 町の福祉課に設置している「障がい者虐待防止センター」の周知に取り組み、虐待等を受けた障がい者の保護に努めます。 障がい福祉サービス事業所の職員に対し、虐待の未然防止、再発防止の啓発に努めます。

※福岡県障がい者権利擁護センターでは、認知症や精神障がい、知的障がいなどで判断能力が不十分になった人や家族等の成年後見制度利用のための相談支援、障がい者虐待疑義案件の通報の受理、関係機関との連絡調整及び市町村への支援を行っている。



主要施策2 保健・医療サービスの充実

障がいのある人が身近な地域において、保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう、提供体制の充実に努めます。

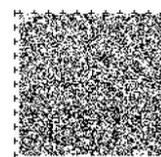
また、周辺市町や医療機関との連携強化により、入院中の精神障がい者の退院、地域移行を推進し、精神障がい者が地域で暮らせる環境づくりに取り組みます。さらに、ギャング等依存症をはじめとする各依存症について、正しい知識の普及啓発と相談支援に取り組みます。

施策の展開

1 疾病予防、障がいの早期発見・早期治療の推進

妊娠期、乳幼児期における母子保健対策や発達段階での障がいの早期発見・早期対応に取り組みます。また、障がいの原因となる疾病等の予防・治療に向け、各種健康診査や健康教育、健康相談等の充実に努めます。

主な施策・事業	内容
① 母子保健事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健康診査、産前・産後の健康管理、子育て世代包括支援センターによる相談支援を実施し、母子の健康の保持・増進を図ります。 ・地区担当保健師による赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）や乳幼児健康診査、健康教育等の充実に努め、子どもを見守る様々な関係機関・関係団体等と連携しながら、適切な対応や情報共有を行い、障がいの予防及び早期発見・対応に努めます。
② 健康増進に向けた事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりに関する情報発信や健康教育・保健指導の充実に努め、疾病予防や健康づくりへの意識啓発を行います。 ・生活習慣病等の予防など、住民自らが生涯を通じて主体的に健康づくりを進めるとともに、行政・民間団体等が一体となって、個々の住民の状態に応じたきめ細やかな支援に取り組みます。 ・医療、保健、福祉等の連携による健康相談、情報提供を充実し、ICTを活用した健康管理を推進します。

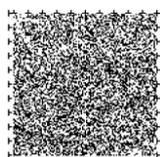


施策の展開

2 地域医療体制の充実

障がいのある人が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、関係機関と連携・協力し、地域医療体制の充実を図ります。

主な施策・事業	内 容
① 地域医療の充実及び周知	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休日及び夜間における救急医療体制を確保するため、粕屋医師会と連携し、医療体制の確保に努めるとともに、事業の周知を図ります。 ・ 地域で歯科治療が困難な障がい者に対し、粕屋歯科医師会と連携を図り、訪問診療による歯科治療を推進します。また、事業について周知を図ります。
② 医療給付などの利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者手帳取得者で重度障害者医療費助成に該当する人へ制度の周知及び利用促進を図ります。 ・ 自立支援医療（更生、育成、精神通院）制度、特定疾患・小児慢性特定疾患医療費公費負担制度等について、病院や保健所等と連携し、周知及び利用促進を図ります。



施策の展開

3 精神保健福祉施策の充実

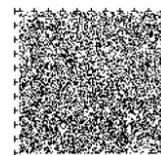
精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、精神保健・医療・福祉の一体的な取り組みによる精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。また、住民への精神障がいに対する正しい理解を求め、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ[※]）な地域社会の実現を目指します。

さらに、ギャンブルやアルコール、薬物等への依存症対策として、保健・福祉関係機関との連携による相談及び回復支援を推進するとともに、依存症に対する誤解及び偏見を解消するための普及啓発に努めます。

主な施策・事業	内 容
① 精神障がい及び依存症に対する正しい理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> 精神障がいのある人や依存症を持つ人の自立を支援するとともに、地域社会から孤立することがないように、精神障がいや依存症に対する正しい理解の普及に努めます。
② 地域生活への移行定着に向けた支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 病院や施設等に入院中の精神障がい者の早期退院及び地域移行・地域定着を推進するため、関係機関と連携しながら、精神保健福祉に関する相談や指導の実施・充実に努めます。 精神障がい者の包括的な支援を行うため、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置に努めます。
③ 相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 精神障がい者本人やその家族の悩みや不安を解消するため、同じ精神障がい者の家族団体などのピアカウンセリング[※]による個別的援助・相談支援の実施に努めます。 依存症の治療や相談を行う医療機関や精神保健福祉センター等の周知や自助グループ等の当事者団体を活用した回復支援に関する情報提供など、依存症及びその家族に対する支援の充実に努めます。

※インクルーシブとは、障がいがあることを理由に孤立したり、排除されることなく、誰もが社会の構成員として包み込み、支え合うこと。

※ピアカウンセリングとは、同じような立場・境遇にある人同士が、対等な立場で悩みや不安を話し、共感的に聞き合いながら、自立生活を援助していくカウンセリングのこと。



主要施策3 療育・教育支援の充実

子どもたちの言葉や身体機能等の発達の違いを早期に発見し、一人ひとりの状態に応じた専門的な相談や療育支援を提供し、生活上の不自由を軽減・解消するとともに、将来的な自立の道へつなげます。

また、就学前の乳幼児期から学校教育、就労に至るまで、保健・医療・福祉・教育等の関係機関との連携体制を強化し、障がいのある子ども及びその家族に対して、切れ目のない支援を身近な地域で提供できる体制の構築を目指します。

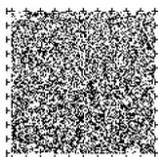
施策の展開

1 療育支援・障がい児保育の充実

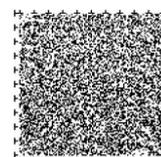
障がいのある子どもや発達に遅れや偏りのある子どもを早い段階で発見し、適切な療育支援を受けられるよう、関係機関との療育体制づくりを推進します。

また、障がいのある子どもの支援と同時に、保護者の気持ちに寄り添い、受け止め、ともに考え、成長を喜ぶことを重視しながら療育支援や相談支援に取り組みます。

主な施策・事業	内容
① 母子保健事業の充実 ※再掲	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健康診査、産前・産後の健康管理、子育て世代支援包括支援センターによる相談支援を実施し、母子の健康の保持・増進を図ります。 ・地区担当保健師による赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）や乳幼児健康診査、健康教育等の充実を図り、子どもを見守る様々な関係機関と連携しながら、適切な対応や情報共有を行い、障がいの予防及び早期発見・対応に努めます。
② 療育体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・町（行政）の保健・医療・福祉・教育の各部門や保育教育施設などの関係機関が連携を図り、障がいの早期発見・対応に努め、乳幼児期からの一貫した療育体制を推進します。 ・在宅心身障がい児の日常生活や集団生活などへの適応訓練を行うサービス等の周知及びその利用への支援に努めます。



主な施策・事業	内 容
③ 子ども発達相談（きらきらルーム）の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・発達が遅れなど療育が必要な未就学児に対し、臨床心理士や言語聴覚士等の専門職、専任の保育士による小集団・個別活動による療育支援を行います。 ・幼稚園・保育所の巡回や連絡会など他の機関との連携を図り、適切な支援ができる体制をとり、療育が必要な子どもの早期介入を行います。 ・発達に関する相談・面接で、家庭での親子の関わり方などの支援を行い、保護者の不安軽減に努めます。
④ 障がい児の成長を促す環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある未就学児は、保育所、幼稚園においても受け入れています。今後、受け入れ体制の強化に向け、保育士を含む子どもに携わる全ての関係者に対し、障がいに関する知識習得のための研修会の実施や県主催の研修会を案内し、質の高い保育環境の提供に取り組みます。 ・子ども発達相談等において、療育が必要と判断された場合、町で療育事業を行い、必要に応じて就学前の児童発達支援の利用等につなぎ、切れ目のない療育環境を確保します。 ・障がいのある子どもが保育所や幼稚園において、安全に過ごせるよう、施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインを推進します。
⑤ 相談支援・情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・町内外の関係機関や関係団体、障がい福祉サービス事業所と連携・協力し、障がいのある子どもの療育や保護者の育児に関わる相談支援の充実を図ります。 ・障がいに関する相談支援や療育支援を実施する専門機関や療育支援施設等の情報を提供します。 ・障がいのある子どもやその家族が地域で安心して暮らせるよう、住民に対し、障がいに関する理解を深めるための普及啓発を図ります。 ・障がいのある子どもの保護者同士等が集まる場を提供し、ピアカウンセリングを推進します。



施策の展開

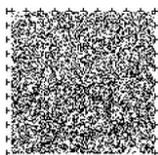
2 教育環境等の充実

今後、支援を必要とする子どもたちは増えていくと考えられるため、保育・教育機関における適正な職員の配置や学級の設置を行うとともに、保育士や幼稚園教諭、小中学校の教職員、放課後児童クラブの支援員等に対し、障がいへの理解を深め、適切な関わりや援助を学ぶ研修の充実に取り組みます。

また、就学前から学校卒業後までを見通し、障がいのある児童生徒一人ひとりの障がいの状態や発達の段階に応じた指導・支援を充実するとともに、可能な限り障がいのない児童生徒と共に学ぶインクルーシブ教育システム[※]の推進に努めます。

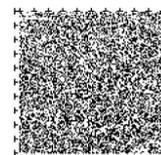
主な施策・事業	内容
① 障がい児保育・教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所・幼稚園への障がい児の受け入れを行うとともに、保育士・幼稚園教諭等を対象にした研修の充実を努めます。 ・幼稚園に特別支援教育担当職員を配置し、発達障がい等の園児に対応します。 ・小学校と中学校に知的及び情緒等障がい児に対する特別支援学級を設置し、個に応じた教育支援を行います。 ・特別支援教育相談員の定期的な保育所・幼稚園・小学校・中学校の巡回や教育支援委員会、子ども発達相談を実施します。 ・町内の小中学校の通常学級に在籍し、個別の支援を要する児童生徒に必要な指導を行う通級指導教室による専門性を高め、指導内容の充実を努めます。

※インクルーシブ教育システムとは、必要な合理的配慮の下、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が共に学ぶ仕組みのこと。

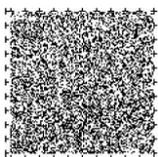


主な施策・事業	内 容
② 適切な就学のための教育支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの種類や程度・特性を正しく捉え、障がい児一人ひとりに最も適した教育の場を提供できるように、保健・医療・福祉・教育の各部門の連携を強化し、教育支援委員会による適正な就学のための教育支援に努めます。 ・特別支援教育相談員[※]による発達障がい児発達検査を継続的に実施し、担当職員や保護者への具体的なアドバイス等につなげます。 ・保育所・幼稚園・小学校・中学校それぞれの連絡会において、引き継ぎシート（個別の移行支援計画）を活用し、進学前後における適正な引き継ぎを行い、個々の状況に応じた一貫した教育支援に取り組みます。 ・個別の教育支援計画や指導計画、ふくおか就学サポートノートなどの周知及び活用促進を図り、継続性のある指導及び支援の充実を図ります。
③ 専門的な指導内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある児童生徒の良さや可能性を伸ばし、社会的な自立に向けた教育活動を推進するため、特別支援教育相談員を活用し、個に応じた適切な支援に努めます。 ・久山町教育委員会において、特別支援教育相談員を配置し、児童生徒観察、教育相談、発達検査実施及びフィードバック、各学校、幼稚園教諭への具体的な対応に関する指導・助言を行います。 ・特別支援教育相談員の派遣や特別支援教育支援員を配置し、障がいのある子どもやその保護者のニーズに応じた教育内容・方法と指導体制の充実を図ります。
④ インクルーシブ教育システムの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者（児）に対する理解と適切な関わりや援助について学び、「ノーマライゼーション」の理念の実現を目指し、教職員・保護者・児童生徒が一体となった交流学习を推進します。 ・車いす・手話・盲導犬体験などを促進します。 ・合理的配慮を含む必要な支援の下、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が互いに理解し合うことができるよう、交流及び共同学習の機会をつくり、インクルーシブ教育システムの推進に努めます。

※特別支援教育相談員とは、各学校における特別支援教育のため、主に校内支援委員会の開催、関係機関と学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口、幼保小中との引継ぎなどの役割を担う人のこと。



主な施策・事業	内 容
⑤ 教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、学校施設・設備等の改修等に努め、バリアフリー化・ユニバーサルデザインを推進します。 ・障がいの特性や状態に応じ、ICTや音声教材等を活用した教育環境の充実を図ります。
⑥ 放課後対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・民間による放課後等デイサービス事業者は町内に3か所あり、今後、保護者等のニーズを把握しながら、同事業所の新規参入について協議し、進めていきます。 ・放課後児童クラブによる障がいのある児童の受け入れについて教育課と連携しながら体制整備を進めるとともに、支援員の障がいに対する理解や適切な援助を学ぶ研修会の実施に努めます。
⑦ 発達障がい等への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・見た目では障がいわかりづらいことで周囲の理解や支援が不足しがちな発達障がいや情緒障がい、知的及び精神障がい、難病等について周知を図り、理解促進や支援を呼びかけます。 ・発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等について情報提供を行い、発達障がいの早期発見・早期支援に取り組みます。 ・町の福祉課や健康課、相談支援事業所と連携し、発達障がいのある人や子どもと保護者への相談支援に取り組みます。 ・地域の医療・保健・福祉・教育等の関係者間で、発達障がいのある人の課題について情報共有を図るとともに、関わり方や援助等を協議し、連携の強化を図ります。
⑧ 希望する進路実現に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある生徒と保護者が希望する進路実現に向け、学校やハローワーク等の関係機関と連携し、進路選択における相談支援の充実や確実な移行支援を図るための体制整備に努めます。 ・学校卒業後に就労を希望する生徒に対し、相談会の実施や個々の状況に応じた就労移行支援事業所・就労継続支援事業所、一般就労などの情報提供を行います。



主要施策4 雇用・就労支援の充実と経済的自立の支援

障がいのある人が地域で自立した社会生活を送るため、障がい者の雇用促進や就労定着に向けた障がいへの理解や配慮を求め、さらなる雇用対策の充実を目指します。また、一般就労を希望する人には、可能な限り一般就労できるよう支援し、一般就労が難しい人には、就労継続支援事業所等に対応できるように、支援を推進します。

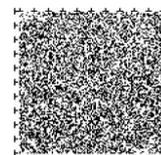
さらに、障がいのある人の特性や能力に応じて、多様な働き方ができ、その能力が十分に発揮されるよう、農業分野との連携など就労の場の確保に努めます。併せて、経済的負担の軽減等のため、年金等の周知及び利用を促進し経済的自立を支援します。

施策の展開

1 総合的な就労支援

就労意欲のある障がい者がその適正と能力に応じて、希望する就労の場に就くことができるよう、ハローワーク等関係機関との連携、障がい者雇用に向けた啓発活動の推進、職場定着に向けた総合的な就労支援に取り組みます。

主な施策・事業	内容
① 関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者の就労と雇用の安定を図るため、公共職業安定所（ハローワーク）をはじめ、福岡障害者職業センター（福岡市中央区）、職業能力開発校（北九州市若松区）、福岡高齢・障害者雇用支援センター（福岡市中央区）、障害者就業・生活支援センター（古賀市）の事業者、就労移行支援サービス提供事業者等との連携を維持・強化します。
② 就労に関する相談支援等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ハローワークや障害者就業・生活支援センター等が実施する相談支援や生活指導について周知します。 就職を希望する障がい者に対して、生活面・就労面の相談や情報提供、就労定着に至るまで関係事業所等と連携し、支援に取り組みます。 障がい者の就労定着に向けて、障がい者の就労後のサポートやケア、必要に応じて企業等との連絡調整を行うよう、相談支援事業所や就労移行支援施設に働きかけます。



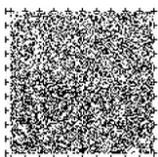
主な施策・事業	内 容
③ 一般就労の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用支援月間（毎年9月）に障がい者の雇用拡大に向けた啓発を行います。 ・ハローワークや障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、ジョブコーチ（職場適応援助者）やトライアル雇用等を活用した障がい者の職場体験や職場定着の支援に努めます。 ・精神障がい者の就労支援の担い手として、ハローワークが実施している「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の周知を図ります。
④ 福祉的就労の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者優先調達推進法」に基づき、町での物品調達等において、障がい者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）を推進します。 ・就労継続支援サービス提供事業所と連携し、事業の促進に取り組みます。

施策の展開

2 就労の場の拡充

一般企業だけではなく、障がい者の希望や特性に応じて、様々な働き方を選択できるよう、公的機関の雇用促進や農業分野との連携など、多様な就労の場の拡充に努めます。

主な施策・事業	内 容
① 公的機関の雇用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の町職員雇用について、障害者法定雇用率の達成に努めます。 ・様々な働き方を選択できるよう、雇用の場の確保に努めます。
② 農福連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の雇用拡大と農業生産の拡大等に伴う作業従事者確保の双方の課題解決を目的とした農福連携の取り組みを活用し、障がい者の職場の確保に努めます。 ・福岡県が作成した「農業分野における障害者雇用マニュアル」などを活用し、障がい特性を踏まえた参画の推進に努めます。
③ 物品・サービスの優先購入（調達）	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者優先調達推進法」に基づき、町での物品調達等において、障がい者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）を推進します。

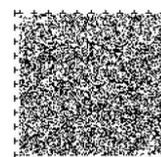


施策の展開

3 経済的自立の推進

障がい者の経済的自立を推進するため、年金、各種手当等の制度を周知し、利用促進に努めます。

主な施策・事業	内 容
① 各種年金・手当等の周知・利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害基礎年金や特別障害者手当などの各種制度に基づく諸手当や生活福祉資金の貸付などの周知や利用促進に努め、障害者の経済的自立を支援します。 ・ 日常生活・社会生活にかかる経済的負担を軽減するための各種割引や減免等の制度の周知を図ります。



障がい福祉計画・障がい児福祉計画

目指す
まちの姿

障がいのある人もない人も互いに認め
支え合う 安心とやさしさを感じるまち

第1章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の成果目標

本計画では、国が示した基本指針を踏まえ、令和5年度を目標年度とした達成すべき成果目標を設定します。

成果目標1 福祉施設入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

○障がい者の地域生活への移行を進める観点から、令和元年度末時点の福祉施設に入所している障がい者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込む。目標値は、令和5年度末までに令和元年度末時点の施設入所者の6%以上が地域へ移行するとともに、令和5年度末施設入所者数を、令和元年度末時点の施設入所者の1.6%以上を削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

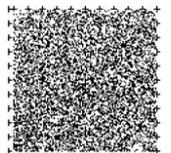
【本町の方針】

本町では、福祉施設入所者の地域生活への移行を推進する一方で、施設入居者や同居家族等の高齢化などにより、在宅生活が困難な障がい者の利用意向を踏まえ、

令和5年度末の施設入所者数を15人とし、全体では1人の削減を目指します。

【成果目標1 福祉施設入所者の地域生活への移行】

項目		数値	備考
実績（令和元年度末）		16人（A）	令和元年度末時点の施設入所者数
見込み（令和5年度末）		15人（B）	令和5年度末の施設入所者数
目標値	施設入所者数の削減見込	1人（C）	(A) - (B)
		6.3%	(C) ÷ (A)（国：1.6%以上の削減）
	地域生活移行者数	1人（D）	
		6.3%	(D) ÷ (A)（国：6%以上の地域移行）



成果目標2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針】

○保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置については、引き続き設置に向けた取り組みを推進していくとともに、協議の場の活性化に向けた取り組みが必要。

【本町の方針】

精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育などの関係者が重層的に連携し、支援体制を構築することが必要という観点から、

令和5年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置を目指します。

【成果目標2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築】

項目	数値	
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置数	実績 (令和2年度末)	0か所
	目標値 (令和5年度末)	1か所

成果目標3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【国の基本指針】

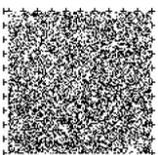
○令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

【本町の方針】

地域生活支援拠点等とは、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能（相談、体験の機会や場、緊急時の受け入れや対応、専門的人材の確保や養成、地域の体制づくりなど）をもつ場所や体制のことです。

糟屋中南部6町自立支援協議会において協議等を行い、緊急時の受け入れ体制の整備について、令和3年度から開始できるよう準備を進めています。

令和5年度末までに圏域内に1つ以上の機能を持つ地域生活支援拠点等の確保を目指します。



成果目標 4 福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針】

- 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）を通じて、令和5年度中に、令和元年度の一般就労への移行実績の **1.27倍以上**とする事を基本とする。その際に、就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和元年度の一般就労への移行実績の **1.30倍以上**を目指すこととする。
- 障がい者の一般就労への定着も重要であることから、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、**7割が就労定着支援事業を利用**することを基本とする。

【本町の方針】

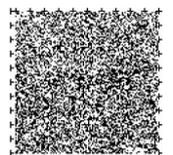
本町では、令和元年度中に、福祉施設から一般就労へ移行した人の実績は1名ですが、障がい者が地域で自立した日常生活または社会生活を送るための基盤として、就労支援は重要です。

今後もハローワークなど就労支援の関係機関等と連携し、離職者や特別支援学校等の卒業者に対する就職の支援を行います。また、障がい者の一般就労や雇用支援策に関し周知を行い、障がい者雇用の推進に努めます。

【成果目標 4 福祉施設から一般就労への移行等】

項目		数 値	備 考
年間一般就労移行者数	実 績	1人 (令和元年度)	令和5年度中、令和元年度と比べて、福祉施設から一般就労への移行実績の1.27倍以上
	目標値	2人 (令和5年度)	
就労移行支援事業を利用した一般就労移行者数	実 績	1人 (令和元年度)	令和5年度中、令和元年度と比べて、就労移行支援事業を利用した一般就労への移行実績の1.30倍以上
	目標値	2人 (令和5年度)	
一般就労移行者が就労定着支援事業を利用している人数	実 績	3人 (令和元年度)	令和5年度中、一般就労移行者のうち就労定着支援事業を利用している人の数
	目標値	4人 (令和5年度)	

※国の指針に基づく



成果目標5 障がい児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針】

- 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
- 各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- 重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和5年度末までに、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に1か所以上確保することを基本とする。
- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、各圏域及び各市町村において、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

【本町の方針】

児童発達支援センターは、糟屋中南部圏域に2か所整備されています。

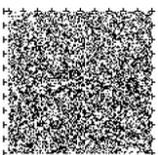
この児童発達支援センターにおいては、保育所等訪問支援の事業も行われているため、必要に応じて利用の推進を図ります。

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスは、町内事業所で実施しています。

今後も重症心身障がい児の受け入れ体制が確保できるよう、地域における障がい児等のニーズ、児童発達支援や放課後等デイサービスでの障がい児の受け入れ状況などを関係機関と共有し、サービスの利用を図ります。

医療的ケア児が身近な地域で心身の状況に応じた保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の適切な支援を受けられるよう、

今後、医療的ケア児の協議の場において相談支援事業所のコーディネーターと連携し、支援の調整を進めます。



【成果目標5 障がい児支援の提供体制の整備等】

項目	目標
児童発達支援センターの設置	令和2年度末時点で 2か所設置済み
保育所等訪問支援を利用できる体制の確保	児童発達支援事業所に おいて実施
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置	令和2年度 設置済み
医療的ケア児の支援に関し、保健・医療・障がい福祉・保育・教育などの関係機関が連携を図るための協議の場の設置	令和5年度末までに 1か所設置
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	令和5年度末までに 1人配置

成果目標6 発達障がい者等に対する支援

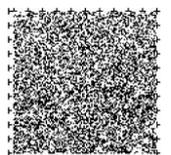
【国の基本指針】

○発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への支援が重要であることから、各市町村において、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身に付け、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制を確保することが重要。

【本町の方針】

本町では、発達面において援助が必要な子どもを早期発見するため、幼稚園・保育所の巡回や連絡会など他の機関との連携を図りながら適切な支援ができる体制をとっています。また、子ども発達相談等において療育が必要と判断される場合、町の療育事業を行い、子どもの特性に応じたきめ細やかな支援を実施しています。

今後も身近な地域において相談支援が受けられる環境を整え、保護者等が発達障がいの特性を理解し、知識や方法、適切な対応を身に付けられるよう、児童発達支援事業所や子ども発達相談（きらきらルーム）と連携を行います。また、発達障がい児及びその家族等に対して適切な情報を周知するとともに、支援体制の確保に努めます。



成果目標 7 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針】

○令和5年度末までに、市町村又は圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

【本町の方針】

町内の相談支援事業所は、令和2年度末現在で2か所、相談支援専門員は6人となっています。

今後も障がいの種別やニーズに対応し、総合的・専門的な相談支援を継続できるよう、各事業所と連携を図ります。

成果目標 8 障がい福祉サービス等の質の向上

【国の基本指針】

○市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取り組みを行い、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要な障がい福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くするための取り組みや適正な運営を行っている事業所を確保することが必要となる。そこで、これらの取り組みを通じて利用者が真に必要な障がい福祉サービス等を提供していくため、令和5年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

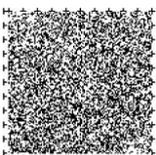
【本町の方針】

本町では、障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析し、その結果を活用するとともに、事業所等との共有を図っています。

今後もサービス提供事業所からの請求データの点検等が適切に行えるよう、県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修等に参加し、資質の向上に努めます。

【成果目標 8 障がい福祉サービス等の質の向上】

項目	数値	
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修やその他の研修への町職員の参加人数	実績	2人 (令和2年度)
	目標値	2人 (令和5年度)



第2章 障がい福祉サービス等の見込み

障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスについて、第4期障がい福祉計画（平成27年度～平成29年度）、第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（平成30年度～令和2年度（見込み））の実績をもとに、第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（令和3年度～令和5年度）の事業量を見込みました。

なお、令和2年1月から流行し始めた新型コロナウイルス感染症の影響を受け、多くの人が集まる事業の中断やサービスの利用自粛に伴い、令和2年度の見込みは少ない又は低いものもあります。

第1節 障がい福祉サービスの事業量の見込み

障がい福祉サービスの「訪問系サービス」「日中活動系サービス」「居住系サービス」「相談支援」について事業量を見込みます。サービス見込み量の単位は下記のとおりです。

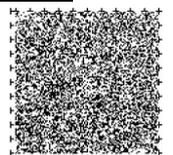
人/月	1か月当たりの利用人数
時間/月	1か月当たりの利用時間（時間＝人×一人当たり平均利用時間）
人日/月	1か月当たりの利用日数（人日＝人×一人当たり平均利用日数）

1 訪問系サービス

障がい者等の地域生活を支援していくため、以下の5つの訪問系サービスを実施しています。

【訪問系サービスの内容】

サービス名	サービス内容
① 居宅介護 （ホームヘルプ）	居宅介護の支援が必要と判断された障がい者（障害支援区分1以上）の家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行うサービスです。
② 重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障がい、精神障がいにより行動上著しい困難があり、常時介護を要する障がい者（障害支援区分4以上）に対してヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動中の介護を行うサービスです。
③ 同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者等（障害支援区分2以上）の外出時に、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ・食事等の介護、その他外出する際に必要となる援助を行うサービスです。



サービス名	サービス内容
④ 行動援護	知的障がい、精神障がいによって行動上著しい困難があり、常時介護を要する障がい者（障害支援区分3以上）に対してヘルパーを派遣し、行動する際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護を行うサービスです。
⑤ 重度障がい者等包括支援	意思疎通に著しい困難を伴う重度障がい者（障害支援区分6）に対して、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行うサービスです。

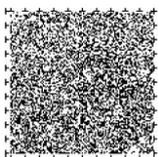
【訪問系サービスの実績と見込み量】

サービス名	単位	実績（※令和2年度は見込み）			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 居宅介護 （ホームヘルプ）	人/月	6	7	7	8	9	10
	時間/月	276	372	391	300	350	400
② 重度訪問介護	人/月	0	1	1	1	1	1
	時間/月	0	119	148	180	180	180
③ 同行援護	人/月	3	2	3	3	3	3
	時間/月	40	25	31	36	36	36
④ 行動援護	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
⑤ 重度障がい者等 包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

【訪問系サービスの見込み量の考え方及び方策】

訪問系サービスの利用者数に大幅な変動はありません。居宅介護の利用時間は増加傾向にあります。利用ニーズの増大に応じて適切なサービスが提供できるよう、訪問系サービス事業所等と連携し、必要とされるサービスの提供・維持を図ります。

また、行動援護と重度障がい者等包括支援は、サービスの特性上、対象者が限られ、これまでの利用実績はなく、今後の見込みもありませんが、サービス提供を行える体制を確保するとともに、サービスの周知を図ります。

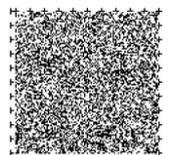


2 日中活動系サービス

地域生活を送る上で希望に応じたサービスの利用を保障するため、以下の9つの日中活動系サービスを実施しています。

【日中活動系サービスの内容】

サービス名	サービス内容
① 生活介護	地域や入所施設において、常時介護が必要である障がい者（障害支援区分3以上（施設入所者は障害支援区分4以上））に対して、昼間に入浴・排せつ・食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供するサービスです。
② 自立訓練（機能訓練）	地域生活を営む上で、身体機能や生活能力の維持・向上などのため、支援が必要な身体障がい者または難病を患っている方を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
③ 自立訓練（生活訓練）	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
④ 就労移行支援	65歳未満の人で一般企業への就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じ、一般企業への雇用または在宅就労等が見込まれる人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。
⑤ 就労継続支援（A型）	就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に、雇用に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。
⑥ 就労継続支援（B型）	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない人や一定年齢に達している人などに、一定の賃金水準に基づく就労の場を提供するとともに、雇用形態への移行に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。
⑦ 就労定着支援	一般就労に移行し、就労に伴う環境変化により、生活面の課題が生じている人に対し、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定期間行うサービスです。
⑧ 療養介護	医療と常時の介護を必要とする人に、主として昼間に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活の世話を行うサービスです。
⑨ 短期入所（ショートステイ）	居宅で介助（介護）する人が病気などの理由により、障がい者支援施設やその他の施設へ、短期間の入所を必要とする障がい者（障害支援区分1以上）に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴・排せつ・食事の介護等を行うサービスです。



【日中活動系サービスの実績と見込み量】

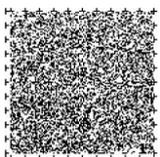
サービス名	単位	実績（※令和2年度は見込み）			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 生活介護	人/月	25	26	26	26	27	28
	人日/月	494	510	529	572	594	616
② 自立訓練 （機能訓練）	人/月	1	1	1	1	1	1
	人日/月	23	23	23	23	23	23
③ 自立訓練 （生活訓練）	人/月	0	1	1	1	1	1
	人日/月	0	14	16	22	22	22
④ 就労移行支援	人/月	5	3	3	6	7	8
	人日/月	70	41	63	132	154	176
⑤ 就労継続支援 （A型）	人/月	0	1	1	1	1	1
	人日/月	0	17	23	22	22	22
⑥ 就労継続支援 （B型）	人/月	8	9	11	11	12	13
	人日/月	165	187	225	231	252	273
⑦ 就労定着支援	人/月	2	3	3	3	3	3
⑧ 療養介護	人/月	5	4	4	5	5	5
⑨ 短期入所							
福祉型短期入所	人/月	5	7	4	8	9	10
	人日/月	16	23	17	24	27	30
医療型短期入所	人/月	0	1	1	3	3	3
	人日/月	0	1	1	6	6	6

【日中活動系サービスの見込み量の考え方及び方策】

生活介護の利用者数は毎年1人ずつの利用増を見込み、今後も利用ニーズを把握し、必要とされる人へのサービス提供体制の確保を図ります。

就労移行支援は、利用者数及び利用日数の増加を見込んでいます。特別支援学校の卒業生や一般就労を目指す障がい者への情報提供に努め、一般就労へ移行した障がい者が就労の定着ができるよう、安心して働ける環境づくりなどの支援の充実を図ります。

短期入所は、家族等介護者のレスパイト（一時的な休息）や緊急時の利用などのニーズを踏まえ、迅速かつ円滑な利用が促進できるよう、事業者と連携し、サービス提供体制の拡充に努めます。



3 居住系サービス

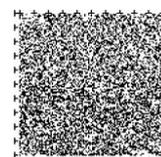
施設入所や精神科病院入院から地域生活への移行を希望する人に対し、地域における居住の場を保障するため、以下の3つの居住系サービスを実施しています。

【居住系サービスの内容】

サービス名	サービス内容
① 自立生活援助	障がい者支援施設やグループホームなどから、ひとり暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問または随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、日常生活を営む上で問題を把握し、必要な情報提供及び助言、相談、関係機関との連絡調整等を行うサービスです。
② 共同生活援助 (グループホーム)	就労または自立訓練、就労移行型支援等を受けている障がい者を対象として、事業者と賃貸契約を結んだ利用者に対し、共同生活の場において日常生活の相談のほか、入浴・排せつ・食事の介護その他の日常生活上の支援を行うサービスです。
③ 施設入所支援	自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人、または生活介護の対象となっている障がい者（障害支援区分4以上）に対して、夜間や休日に入浴・排せつ・食事の介護などを行うサービスです。

【居住系サービスの実績と見込み量】

サービス名	単位	実績（※令和2年度は見込み）			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	1
精神障がい者の自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
② 共同生活援助 (グループホーム)	人/月	4	4	4	4	5	6
精神障がい者の共同生活援助	人/月	4	4	4	4	5	6
③ 施設入所支援	人/月	16	16	16	16	16	15



【居住系サービスの見込み量の考え方及び方策】

自立生活援助は平成 30 年度から新たに始まった事業であり、利用実績はありませんが、地域生活への移行を推進するために重要なサービスであるため、一人ひとりのニーズに応じた適切なサービス提供体制の確保に努めるとともに、事業の周知を図ります。

共同生活援助（グループホーム）の利用者は増加を見込んでいます。障がい者の高齢化が進む中、親亡き後の支援としても重要な支援となります。事業者への情報提供等を行い、誘致に努めます。

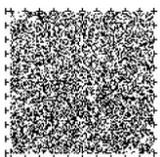
施設入所支援は、毎年度 16 人/月の利用があり、一定数の利用ニーズはあると考えられます。本人や家族の福祉施設への入所支援のニーズを踏まえながら、地域生活への移行や地域への定着を支援していきます。

4 相談支援

地域において自立した日常生活または社会生活を営むための障がい福祉サービス等の適切な利用を支えるため、以下の3つの相談支援を実施しています。

【相談支援の内容】

サービス名	サービス内容
① 計画相談支援	障がい者またはその保護者が、対象となる障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、支給決定を受けた障がい者の心身の状況や置かれている環境、障がい福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス利用計画を作成するサービスです。
② 地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者に対し、居住の確保、その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行うサービスです。
③ 地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居からひとり暮らしに移行した障がい者、地域生活が不安な障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に相談、その他の便宜を供与するサービスです。



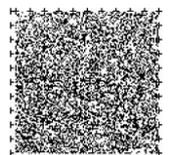
【相談支援の実績と見込み量】

サービス名	単位	実績（※令和2年度は見込み）			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 計画相談支援	人/年	50	54	60	60	63	66
② 地域移行支援	人/年	0	0	0	0	0	1
精神障がい者の 地域移行支援	人/年	0	0	0	0	0	1
③ 地域定着支援	人/年	0	0	0	0	0	1
精神障がい者の 地域定着支援	人/年	0	0	0	0	0	1

【相談支援の見込み量の考え方及び方策】

計画相談支援は、平成27年度から、障がい福祉サービスの利用に際し、サービス等利用計画の作成が必須となり、利用者は増加している状況で、今後もさらに増加が見込まれます。障がい者一人ひとりの特性に応じた丁寧なケアマネジメントが提供できるよう、町内2か所の相談支援事業所及び他の相談支援事業所との連携に努めます。

地域移行支援、地域定着支援はこれまで利用実績はありませんが、今後、精神科病院等から地域生活移行のための支援にあたり、多様なニーズが顕在化すると考えられるため、サービス提供体制の整備に努め、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を検討します。



第2節 障がい児福祉サービスの事業量の見込み

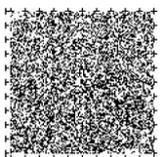
障がい児福祉サービスは、「障がい児通所支援」「障がい児相談支援」「障がい児入所支援」について事業量を見込みます。

1 障がい児通所支援

障がい児及びその家族に対し、身近な地域で切れ目なく支援できるように、以下のサービスを実施しています。

【障がい児通所支援の内容】

サービス名	サービス内容
① 児童発達支援	身近な地域で質の高い支援を必要とする児童が療育を受けられる場を提供するサービスです。障がいの特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うほか、障がい児の家族を対象とした支援や保育所等の障がい児を預かる施設の援助等にも対応可能です。
② 放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休みと長期休暇中において、生活能力向上のための訓練、創作的活動、作業活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供を行うことによって、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するサービスです。
③ 保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障がい児、または今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、当該施設を訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、訪問先施設のスタッフに対し、支援方法などの指導等を行うサービスです。
④ 居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいがあり、児童発達支援等のサービスを受けるために外出することが著しく困難な障がいのある児童を対象に、事業所の支援員が児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与等の支援を行うサービスです。
⑤ 医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能に障がいのある児童に対する児童発達支援及び治療を行うサービスです。



【障がい児通所支援の実績と見込み量】

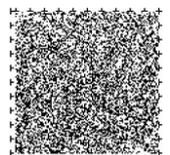
サービス名	単位	実績（※令和2年度は見込み）			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 児童発達支援	人/月	6	6	4	7	8	9
	人日/月	40	25	37	70	80	90
② 放課後等デイサービス	人/月	14	22	28	30	34	38
	人日/月	175	312	389	400	450	500
③ 保育所等訪問支援	人/月	1	1	2	3	4	5
	人日/月	1	2	2	3	4	5
④ 居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
⑤ 医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0

【障がい児通所支援の見込み量の考え方及び方策】

児童発達支援は、今後、対象児童の増加が予測され、放課後等デイサービスの利用者も毎年増加傾向にあり、今後も支援が必要な児童による利用の増加が見込まれるため、障がい児及びその保護者が安心して、質の高いサービスを受けられるよう、事業所に対して指導・研修等の実施を検討していきます。

また、障がいのある児童と障がいのない児童ができる限り共に成長できる環境をつくるため、放課後児童クラブによる障がい児の受け入れ可能となるよう、関係課と協議を進めます。

医療型児童発達支援と居宅訪問型児童発達支援は、サービスの特性上、対象者が限られ、これまでの利用実績はありませんが、今後のニーズに応じて適切なサービス提供を行える体制を確保するとともに、サービスの周知を図ります。



2 障がい児相談支援

障がい児通所支援サービスを利用する全ての児童を対象に、障がい児支援利用計画を作成するため、障がい児相談支援を実施しています。

【障がい児相談支援の内容】

サービス名	サービス内容
① 障がい児相談支援	障がい児の自立した生活を支え、障がい児が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによるきめ細かい支援を行うため、障がい児通所支援を利用する全ての障がい児に対し、障がい児支援利用計画を作成するサービスです。 また、入所サービスについては、児童相談所（県）が専門的な判断を行うため、障がい児支援利用計画の作成対象外となります。

【障がい児相談支援の実績と見込み量】

サービス名	単位	実績（※令和2年度は見込み）			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 障がい児相談支援	人/年	21	32	34	35	43	50

【障がい児相談支援の見込み量の考え方及び方策】

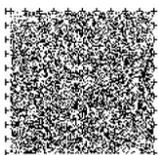
障がい児相談支援は、今後の利用増加が見込まれます。町内2か所の相談支援事業所及び他相談支援事業所と連携し、障がい児の適切なサービス利用につなげていきます。

3 障がい児入所支援

障がい児の施設入所については、県が所管として実施しています。

【障がい児入所支援の内容】

サービス名	サービス内容
① 福祉型児童入所支援	障がい児の保護、日常生活の指導、集団生活への適応訓練、独立自活に必要な知識技能の付与などを行うサービスです。
② 医療型児童入所支援	上肢、下肢または体幹の機能に障がいのある児童の保護、日常生活の指導、集団生活への適応訓練、独立自活に必要な知識技能の付与などを行うサービスです。



4 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するコーディネーターの配置が求められています。

【コーディネーターの配置の実績と見込み量】

項目	単位	実績（※令和2年度は見込み）			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① コーディネーターの配置人数	人	0	0	0	1	1	1

【コーディネーターの配置の見込み量の考え方及び方策】

医療的ケア児の支援を総合的に調整するコーディネーターの養成について、相談支援事業所に働きかけていきます。

5 障がい児支援における子ども・子育て支援との連携

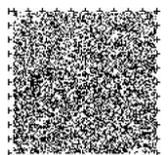
障がいのある子どもが希望に沿ったかたちで、保育所や幼稚園等を利用できるよう、保育・教育施設の受け入れ体制の整備が求められています。

【保育所・幼稚園における障がい児の受け入れ体制の実績と見込み量】

項目	単位	実績	見込み		
		令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 保育所	人	5	7	7	7
② 幼稚園	人	21	17	17	17

【保育所・幼稚園における障がい児の受け入れ体制の見込み量の考え方及び方策】

子ども・子育て支援と連携しながら、障がいのある児童のニーズを把握し、また、保育士等の研修を充実することにより、保育所等における受け入れ体制の整備に努めます。



第3章 地域生活支援事業の見込み

地域生活支援事業は、障がい福祉サービス等とは別に、地域の特性や利用者の状況に応じて、自治体の判断で柔軟に実施する事業として定められています。

これまでの実績をもとに、第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（令和3年度～令和5年度）の事業量を見込みました。

第1節 必須事業

（1）相談支援事業

【サービス内容】

障がいのある人や介助者（介護者）等からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行うサービスです。

【相談支援事業の実績と見込み量】

区分	単位	実績（※令和2年度は見込み）			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業実施	か所	1	2	2	2	2	2

【相談支援事業の見込み量の考え方及び方策】

本町では、町内に2か所の相談支援事業所が事業を行っており、各事業所と連携し、障がい者の生活支援の一助を担っています。

（2）成年後見制度利用支援事業

【サービス内容】

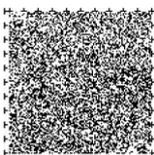
障がい福祉サービスの利用観点から、成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者または精神障がい者に対し、必要経費を助成することで利用を支援し、障がい者の権利擁護を図るサービスです。

【成年後見制度利用支援事業の実績と見込み量】

区分	単位	実績（※令和2年度は見込み）			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業申立件数	件/年	0	0	0	0	1	1

【成年後見制度利用支援事業の見込み量の考え方及び方策】

これまでに障がいがある人の申立の実績はありませんが、今後も事業の周知を図り、必要な人が利用できるように努めます。



（3）意思疎通支援事業

【サービス内容】

聴覚・言語機能に障がいのある人に対して、手話通訳者や要約筆記奉仕員を派遣する事業を通じて、障がい者の意思疎通の仲介等を行う支援サービスです。

【意思疎通支援事業の実績と見込み量】

区 分	単 位	実績（※令和2年度は見込み）			見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
手話通訳者、要約 筆記者派遣回数	回/年	0	0	0	5	5	5

【意思疎通支援事業の考え方及び方策】

これまでに手話通訳派遣の実績はありませんでした。
令和3年度より、福岡県聴覚障害者協会に事業を委託し、サービスを行います。

（4）日常生活用具給付事業

【サービス内容】

在宅の重度身体障がい者、知的障がい者に対し、日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付するサービスです。

① 介護・訓練支援用具

身体介護を支援する用具（特殊寝台、特殊マット、体位変換器機等）

② 自立生活支援用具

入浴や歩行、食事等を支援する用具（入浴補助用具、移動移乗支援用具等）

③ 在宅療養等支援用具

在宅療養を支援する用具（透析液加温器、電気式たん吸引器等）

④ 情報・意思疎通支援用具

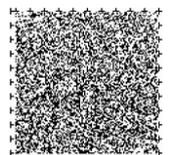
情報収集、意思疎通等を支援する用具（情報・通信支援用具等）

⑤ 排泄管理支援用具

排泄管理を支援する用具（ストマ用具、紙おむつ、収尿器等）

⑥ 住宅改修費

居宅生活活動を円滑に行うための手すりの取り付けや段差の解消等の小規模な住宅改修



【日常生活用具給付事業の実績と見込み量】

区 分	単 位	実績（※令和2年度は見込み）			見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
日常生活用具給付 件数 合計	件/年	215	240	258	273	283	300
① 介護・訓練支援 用具	件/年	0	2	0	1	1	1
② 自立生活支援 用具	件/年	4	1	1	1	1	1
③ 在宅療養等支援 用具	件/年	0	3	0	1	1	1
④ 情報・意思疎通 支援用具	件/年	1	0	0	0	0	1
⑤ 排泄管理支援 用具	件/年	210	234	257	270	280	295
⑥ 住宅改修費	件/年	0	0	0	0	0	1

【日常生活用具給付事業の見込み量の考え方及び方策】

日常生活用具給付件数は増加が見込まれます。今後も日常生活用具に関する製品の充実に努めるとともに、事業の周知及び情報提供を行い、利用促進を図ります。

（5）手話奉仕員養成研修事業

【サービス内容】

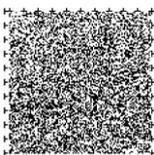
聴覚及び音声、言語機能に障がいがあり、意思疎通を図ることに支障がある人の日常生活及び社会生活を支援するため、手話奉仕員養成研修を実施し、養成する事業です。1市7町（古賀市、久山町、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、粕屋町）での手話奉仕員の養成研修は平成30年度で終了し、令和3年度より糟屋中部3町（久山町、篠栗町、粕屋町）で取り組みます。

【手話奉仕員養成研修事業の実績と見込み量】

区 分	単 位	実績（※令和2年度は見込み）			見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
手話奉仕員養成研 修事業修了者数	人/年	2	0	0	0	5	0

【手話奉仕員養成研修事業の考え方及び方策】

今後は糟屋中部3町で連携し、手話奉仕員養成研修の実施に努め、人材の確保・育成を推進します。



（6）移動支援事業

【サービス内容】

屋外の移動が困難な障がい者などに対して、社会参加や余暇活動を促進するために、ヘルパーを派遣し、外出の際の移動を支援するサービスです。

【移動支援事業の実績と見込み量】

区 分	単 位	実績（※令和2年度は見込み）			見 込 み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用者数	人/年	11	11	12	13	14	15
延べ利用者数	人日/年	79	87	95	100	105	110

【移動支援事業の見込み量の考え方及び方策】

移動支援事業の利用は増加しており、今後も増加が見込まれます。今後も事業の周知を図り、利用ニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。

（7）地域活動支援センター事業

【サービス内容】

障がいのある利用者に対して創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。

○ 地域活動支援センターⅠ型

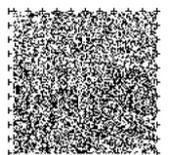
- ・相談事業を実施することや専門職員を配置することで、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。

○ 地域活動支援センターⅡ型

- ・地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練・社会適応訓練・入浴のサービスを実施します。

○ 地域活動支援センターⅢ型

- ・地域の障がい者のための援護対策として、地域の障がい者団体等の通所による援護事業（小規模作業所）を実施します。



【地域活動支援センター事業の実績と見込み量】

区 分	単 位	実績（※令和2年度は見込み）			見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
契約事業所数	か所	1	2	2	2	2	2
利用者数	人/年	2	2	2	2	2	3

【地域活動支援センター事業の見込み量の考え方及び方策】

地域活動支援センターを利用する障がいのある人が多くの経験や人との出会いの場となるよう内容の充実に努めるとともに、事業の周知及び利用促進を図ります。

第2節 任意事業

(1) 日中一時支援事業

【サービス内容】

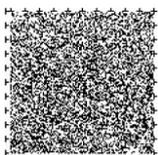
障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時預かりを行うサービスです。

【日中一時支援事業の実績と見込み量】

区 分	単 位	実績（※令和2年度は見込み）			見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
日中一時支援支給 決定者数	人/年	6	6	6	6	6	7
実利用者数	人/年	5	4	4	4	4	5

【日中一時支援事業の見込み量の考え方及び方策】

日中一時支援事業の利用に大幅な変動はありませんが、今後も事業の周知を図り、障がい者本人及びその家族のニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。



（2）社会参加促進事業

【サービス内容】

障がいのある人の社会参加を促進するため、自動車運転免許の取得や改造に係る費用の一部助成などを行っています。

○ 自動車運転免許取得費助成事業

- ・身体障がい者及び知的障がい者が自動車運転免許を取得するために必要な経費を助成します。

○ 自動車改造助成事業

- ・身体障がい者が就労等のために購入し、自ら運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

【社会参加促進事業の実績と見込み量】

区 分	単 位	実績（※令和2年度は見込み）			見 込 み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
自動車運転免許取得・自動車改造助成事業利用者数	人/年	0	2	0	1	1	1

【社会参加促進事業の見込み量の考え方及び方策】

自動車運転免許の取得や改造費の助成について周知を図り、障がいのある人の積極的な社会参加を支援します。

